

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第110号)により期限猶予措置の対象となった病院・薬局の状況について

1 経緯

- ① 標記省令により、本年4月にオンライン請求の義務化期限を迎えた病院・薬局のうち、5月請求分においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして、緊急避難的に準備に必要な期間、義務化期限を延長。

具体的な期限については、オンライン請求に向けた準備状況について実態把握した上で、半年以内を目途に定めることとしているところ。

- ② このため、猶予期限措置の対象となった病院・薬局から、状況届を毎月審査支払機関に提出させ、実態把握することとしたところ。
- ③ 提出された状況届の内容を踏まえ、まだオンライン請求を行っていない病院・薬局が半年以内を目途にオンライン請求に移行できるよう、審査支払機関から勧奨を行っているところだが、今般、5月請求分に係る状況届について審査支払機関から別添のとおりの報告があった。

2 概要(社会保険診療報酬支払基金分)

- ① 審査支払機関から、5月14日に病院・薬局に状況届を送付し、原則として5月21日までに審査支払機関への提出を依頼。

6月3日現在までに提出のあったものについての状況を集計したもの。

② 病院

- レセコンを使用している病院で5月請求時にオンライン請求していない2,256病院に状況届を送付。未回収は322病院。
- 状況届を回収できた病院のうち、この4月に義務化期限を迎え、かつ5月請求時にオンライン請求できなかったのが 1,116病院。

③ 薬局

- レセコンを使用している薬局のうち、5月請求時にオンライン請求していない5,027薬局に状況届を送付。未回収は1,784薬局。
- 状況届を回収できた薬局のうち、この4月に義務化期限を迎え、かつ5月請求時にオンライン請求できなかったのが 2,903薬局。

④ 1,116 病院と 2,903 薬局の主な内訳は以下のとおり。

○ オンライン請求への準備がほぼできていると考えられる病院・薬局

	病院 423	薬局 1,656
・「オンライン開始届を提出しているもののオンライン請求せず」	病院 333	薬局 1,473
・「オンライン開始届を提出していないがオンライン請求できる状況」	病院 90	薬局 183

○ 回線敷設(*)の予定がない病院・薬局

	病院 89	薬局 135
・「レセ電実施済みで、回線敷設予定なし」	病院 50	薬局 99
・「レセ電申込済 or 申込予定あり + 回線敷設予定なし」	病院 39	薬局 36

(*) 薬局については、回線敷設に関しては、自ら敷設する場合だけでなく代行送信を利用する場合も含む。

○ レセ電申込予定がない病院・薬局

病院 136 薬局 684

⑤ なお、未回収の病院・薬局数が多くなっているが、その理由として

- ・ 送付から原則回収×切日までの日数が少なかったこと。
- ・ 例えば廃業している場合など、本来状況届の提出対象ではない病院・薬局の整理が必ずしも十分ではなく、状況届の送付に当たって、これらの病院・薬局を除外しきれていないこと

などが考えられる。

3 今後、状況届が未回収の病院・薬局や、上記④のうち準備が遅れている、「レセ電申込予定がない病院・薬局」又は「回線敷設の予定がない病院・薬局(薬局については、代行送信の利用予定もないもの)」に特に重点をおいて、審査支払機関から勧奨等を行うこととしている。

<参考>

都道府県別の内訳データとして、以下を添付している。

1 病院

- ① 未回収 322 病院
- ② レセスタ対応機種+レセ電申込み予定なし 136 病院
※ レセスタとは、国が開発したソフトで、既存のレセコンからレセプト出力情報を取り出して、電子レセプトに変換するソフト
- ③ レセ電実施済み+回線敷設申込予定なし 50 病院
- ④ 「レセ電申込済 or 申込予定あり」 + 「回線敷設申込予定なし」 39 病院

2 薬局

- ① 未回収 1,784 薬局
- ② レセ電申込予定なし 684 薬局
- ③ 「レセ電実施済み」+「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」 99 薬局
- ④ 「レセ電申込済 or 申込予定あり」 + 「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」 36 薬局

○ 以下、P4からP13まで社会保険診療報酬支払基金集計分、P14からP23まで都道府県国民健康保険団体連合会集計分のデータである。